

# 《記入見本》

## 国民健康保険高額療養費支給申請書兼口座登録申請書（新規・変更）

世帯主氏名	被保険者証番号	
	世帯主住民番号	

右下に記載の申請該当診療月以降発生する高額療養費について、以下の口座への自動振込を申請します。  
支給にあたって必要な市税に関する資料および医療費の調査を承諾します。

振込先銀行口座	銀行 信用金庫・組合 農協	本店 支店	預金種別
	金融機関コード	当座・4貯蓄	
	金融機関口座番号		
口座名義人（カナ）			
三田市長あて		年 月 日	世帯主名を自署いただく場合は押印不要です。
住所			
世帯主氏名		電話（ ）	
※手書きしない場合は記名押印			
個人番号	個人番号の記入は不要です		

### 【留意事項】

内容をご確認いただき、申請してください。

- 口座変更の手続きについて  
上記口座で登録を行いますが、振込口座を変更される際は、口座変更の申請が必要です。
- 自動振込から外れる場合
  - 国民健康保険税に滞納がある場合  
※世帯主同意のうえ保険税への充当等をお願いします。該当する場合、市から別途連絡があります。
  - 世帯主に変更があった場合（死亡・転出等）
  - 申請書に記載された口座が凍結・廃止等により入金できなくなった場合
  - 一部負担金等の支払いが完了していない場合
- 保険者審査や医療機関からの申し出等により、遡って診療情報等が修正された場合等について  
遡って診療情報等が修正され高額療養費が新規に発生する場合も、原則として自動振り込みの対象とします。ただし令和3年12月以前の診療分については、自動振込となりません。
- 申請口座の有効期限について  
新規申請または変更申請の受付日から3年とし、3年を経過後に高額療養費の支給が発生した際は、あらためて申請が必要です。該当する場合、市から別途連絡があります。

### <高額療養費の「自動振込制度」について>

- 三田市国民健康保険では、令和4年1月診療分以降に発生する高額療養費について、自動振込制度を導入しました。
- 一度申請すればそれ以降の申請は原則不要で、同一世帯で発生する高額療養費を登録した口座へ自動的に振り込みます。
- 振込の際には「支給決定通知書」を送付します。振込金額については、そちらをご確認ください。
- 医療機関から診療情報等が届いたあと審査を経たからの支給となるため、原則として診療月の約4か月後に口座へ振り込みます。
- 申請権は世帯主にありますが、同一世帯内の他の人の口座を指定することも可能です。

申請該当診療月：  
通知日：